

健康教育調査官に着任して 7ヶ月の所感

文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課
健康教育調査官 小出彰宏



文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

自己紹介

小出彰宏（こいであきひろ）

博士(薬学)、薬剤師、第1種放射線取扱主任者

学歴・職歴

平成9年3月

岐阜薬科大学大学院修士課程 修了

4月

岐阜薬科大学非常勤職員(放射化学研究室)

10月

岐阜薬科大学副手(放射化学研究室)

平成16年4月

(独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)

新薬審査第二部

医療機器審査第一部 審査役

新薬審査第一部 審査役

平成27年7月

文部科学省 スポーツ・青少年局 学校健康
教育課健康教育企画室 健康教育調査官

10月

初等中等教育局健康教育・食育課へ組織改編

PMDAでの業務

- **新薬審査第二部**
循環器用薬、アルツハイマー病薬、
抗パーキンソン病薬
- **医療機器審査第一部**
脳、循環器、呼吸器、精神・神経領域(材料系)
- **新薬審査第一部**
ホルモン剤、代謝性疾患用剤(糖尿病、
骨粗鬆症、痛風、先天代謝異常等)



義務教育を気に
しない学習指導
要領の構成

学校薬剤師
に対する期
待の大きさ

健康教育調査官と
なって感じたこと

学校環境衛
生検査の認
識の低さ

薬物乱用防
止教室の実
施率の低さ

学校における
医薬品教育
の温度差



初等・中等教育 と 義務教育



学習指導要領(保健)

小学校： 身近な生活における
健康・安全について(基礎)

3、4年生の2年間で8単位時間程度
5、6年生の2年間で16単位時間程度

中学校： 個人生活における**健康・安全**
について(科学的)

3年間で48単位時間程度

高等学校： 個人及び社会生活における
健康・安全について(総合的)

1、2年生の2年間で2単位



学習指導要領(喫煙、飲酒、薬物乱用)

| | |
|----------------------|---|
| <p>小学校6年</p> | <p>・病気の予防 エ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること。</p> |
| <p>中学校3年</p> | <p>(4) 健康な生活と疾病の予防 ウ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となること。また、これらの行為には、個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があること。</p> |
| <p>高等学校 1、2年</p> | <p>(1) 現代社会と健康 イ 健康の保持増進と疾病の予防 喫煙と飲酒は、生活習慣病の要因になること。また、薬物乱用は、心身の健康や社会に深刻な影響を与えることから行ってはならないこと。それらの対策には、個人や社会環境への対策が必要であること。</p> |

学習指導要領(医薬品)

| | |
|----------------------|--|
| <p>小学校6年</p> | <p>・病気の予防 ア 病気は、病原体、体の抵抗力、生体行動、環境が関わり合って起こること ウ 生活習慣病などの生活行動が主な要因となって起こる病気の予防には、栄養の偏りのない食事をとること、口腔の衛生を保つことなど、望ましい生活習慣を身につける必要があること</p> |
| <p>中学校3年</p> | <p>(4) 健康な生活と疾病の予防 オ 健康の保持増進や疾病の予防には、保健・医療機関を有効に利用することがあること。また、医薬品は、正しく使用すること。</p> |
| <p>高等学校 1、2年</p> | <p>(2) 生涯を通じる健康 イ 保健・医療制度及び地域の保健・医療機関 生涯を通じて健康の保持増進をするには、保健・医療制度や地域の保健所、保健センター、医療機関などを適切に活用することが重要であること。 また、医薬品は、有効性や安全性が審査されており、販売には制限があること。疾病からの回復や悪化の防止には、医薬品を正しく使用することが有効であること。</p> |

学習指導要領解説(医薬品教育)

中学校：医薬品は，正しく使用すること。

- ・医薬品には，主作用と副作用があることを理解できるようにする。
- ・医薬品には，使用回数，使用時間，使用量などの使用法があり，正しく使用する必要があることについて理解できるようにする。



学習指導要領解説(医薬品教育)

高等学校：医薬品は，有効性や安全性が審査されており，販売には制限があること。疾病からの回復や悪化の防止には，医薬品を正しく使用することが有効であること。

- ・医薬品には，医療用医薬品と一般用医薬品があること，承認制度により有効性や安全性が審査されていること，及び販売に規制があることを理解できるようにする。
- ・疾病からの回復や悪化の防止には，個々の医薬品の特性を理解した上で使用法に関する注意を守り，正しく使うことが必要であることを理解できるようにする。
- ・その際，副作用については，予期できるものと，予期することが困難なものがあることにも触れるようにする。



義務教育を気に
しない学習指導
要領の構成

学校薬剤師
に対する期
待の大きさ

健康教育調査官と
なって感じたこと

学校環境衛
生検査の認
識の低さ

薬物乱用防
止教室の実
施率の低さ

学校における
医薬品教育
の温度差

 文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

学校薬剤師に対する期待の大きさ

中央教育審議会 答申

これまでの評価

- これまでの学校保健において、学校医、学校歯科医、学校薬剤師が専門的見地から果たした役割は大きいものであった。
- 学校薬剤師は、健康的な学習環境の確保や感染症予防のために学校環境衛生の維持管理に携わっており、また、保健指導においても、専門的知見を生かし薬物乱用防止や環境衛生に係る教育に貢献している。

「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」(平成20年1月17日)

 文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

中央教育審議会 答申

期待すること

- 子どもの従来からの健康課題への対応に加え、メンタルヘルスやアレルギー疾患などの子どもの現代的な健康課題についても、学校と地域の専門的医療機関とのつなぎ役になるなど、引き続き積極的な貢献が期待される。
- 学校医、学校歯科医、学校薬剤師は、学校保健委員会などの活動に関し、専門家の立場から指導・助言を行うなど、より一層、積極的な役割を果たすことが望まれる。
- 学校医、学校歯科医、学校薬剤師が、急病時の対応、救急処置、生活習慣病の予防、歯・口の健康、喫煙、飲酒や薬物乱用の防止などについて特別活動等における保健指導を行うことは、学校生活のみならず、生涯にわたり子どもにとって有意義なものになると考えられる。
- 子どもに、生涯にわたり自己の健康管理を適切に行う能力を身に付けさせることが求められる中、医薬品は、医師や薬剤師の指導の下、自ら服用するものであることから、医薬品に関する適切な知識を持つことは重要な課題であり、学校薬剤師がこのような点について更なる貢献をすることが期待されている。

学校薬剤師に期待すること

- ① 学校環境衛生の維持管理
- ② 環境衛生に係る教育
- ③ 喫煙、飲酒、薬物乱用防止に係る教育
- ④ 医薬品に係る教育
- ⑤ 学校保健委員会などでの指導・助言
- ⑥ 学校と地域の専門的医療機関とのつなぎ役

義務教育を気に
しない学習指導
要領の構成

学校薬剤師
に対する期
待の大きさ

健康教育調査官と
なって感じたこと

学校環境衛
生検査の認
識の低さ

薬物乱用防
止教室の実
施率の低さ

学校における
医薬品教育
の温度差

 文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

平成26年度 全国学校保健調査集計結果報告

(公社)日本薬剤師会 学校薬剤師部会

有効回答数： 31, 558

回答率： 61.9%

 文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

平成25年度の出校日数(

24.4%(約7300校)で定期検査は適切に行っていない?

| | | | |
|------|------|-------|-----|
| 出校日数 | 0日 | 1~3日 | 4~1 |
| 割合 | 1.5% | 22.9% | 62. |

平成26年度 学校保健委員会の設置状況

| | |
|------|-------|
| 小学校 | 94.5% |
| 中学校 | 93.4% |
| 高等学校 | 93.0% |

出校した目的(複数回答)

| | | | | | |
|----|-------|------|-------------|-------------------|-------|
| 目的 | 定期検査 | 臨時検査 | 学校保健委員会への参画 | 健康教育に関する講話・講演及び支援 | その他 |
| 割合 | 94.1% | 9.5% | 36.8% | 23.5% | 12.9% |

5.9%(約1800校)は定期検査では出校していない?

平成26年度 全国学校保健調査集計結果報告

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

空気環境の検査を実施した学校の割合

省略規定はない!!

| 項目 | 2回以上行った (基準とおり) | 1回 | 行わなかった |
|---------------|--------------------|------|--------|
| 換気 (二酸化炭素) | 21.5 | 51.1 | 67.5 |
| 温度 | 33.4 | 36.8 | |
| 相対湿度 | 24.3 | 30.0 | |
| 浮遊粉じん | 13.9 | 18.6 | 67.5 |
| 気流 | 17.1 | 20.1 | |
| 一酸化炭素 | 8.2 | 34.6 | 67.5 |
| 二酸化窒素 | 5.7 | 26.0 | |

空気の温度、湿度又は流量を調節できる設備を使用している教室等以外の教室等においては必要と認められる場合に検査する

教室等において燃焼器具を使用していない場合に限り、検査を省略できる。

平成26年度 全国学校保健調査集計結果報告

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

照度及びまぶしさの検査を実施した学校の割合

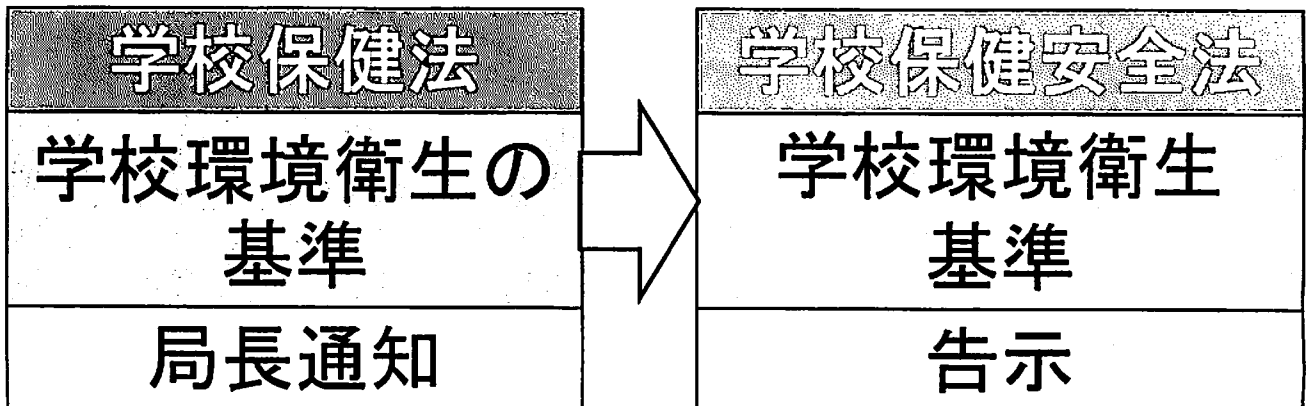
| 両方とも行った | 照度のみ | まぶしさのみ | 両方とも行わなかった |
|---------|-------|--------|------------|
| 54.4% | 22.0% | 1.6% | 22.0% |

器具が必要な「照度」はやっているのに器具を必要としない「まぶしさ」をやっていないのは、「まぶしさ」は必要ないと考えている？

平成26年度 全国学校保健調査集計結果報告


 文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

「学校環境衛生基準」が学校保健安全法で「大臣が定める」に変わった経緯を皆がきちんと認識する必要がある!!



学校の環境衛生基準に基づく管理を一層徹底してもらうため!!


 文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

保健室の備品

学校保健法および同法施行令の施行にともなう実施基準について
(昭和33年文体保第55号)

四 保健室について

(三) 保健室には、最低別紙の備品を備えることが適当であるが、その品目、数量等については、学校の種別、規模等に応じて適宜措置するものとし、例えば、騒音計等の品目については、数校の兼用としても差し支えないものであること。

環境衛生検査用

| | |
|-----------|------------|
| アスマン通風乾湿計 | 騒音計 |
| カタ温度計 | 黒板検査用色票 |
| 黒球温度計 | 水質検査用器具 |
| 照度計 | プール用水温計 |
| ガス検知器 | プール水質検査用器具 |
| 塵埃計 | |



文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

環境衛生検査用備品の配置(%)

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 |
|------------|------|------|------|
| アスマン通風乾湿計 | 8.4 | 8.3 | 21.4 |
| カタ温度計 | 11.0 | 12.0 | 20.4 |
| 黒球温度計 | 4.1 | 4.7 | 14.3 |
| 照度計 | 67.5 | 70.5 | 77.2 |
| ガス検知器 | 22.9 | 32.5 | 53.9 |
| 塵埃計 | 0.9 | 0.7 | 6.9 |
| 騒音計 | 6.9 | 8.5 | 17.7 |
| 黒板検査用色票 | 1.8 | 3.5 | 6.5 |
| 水質検査用器具 | 83.0 | 82.5 | 83.2 |
| プール用水温計 | 54.7 | 36.3 | 26.4 |
| プール水質検査用器具 | 60.5 | 40.6 | 28.3 |

保健室利用状況に関する調査報告書
(公財)日本学校保健会、平成25年)



文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

三者の役割

| | |
|--------------------|---|
| 国 | 施策と財政上の措置 (法第3条、第6条第1項) |
| 学校の設置者 (教育委員会等) | 施設・設備及び管理 運営体制の整備充実 (法第4条、第6条第2項) |
| 学校 | 計画・実施 (法第5条、第6条第3項) |

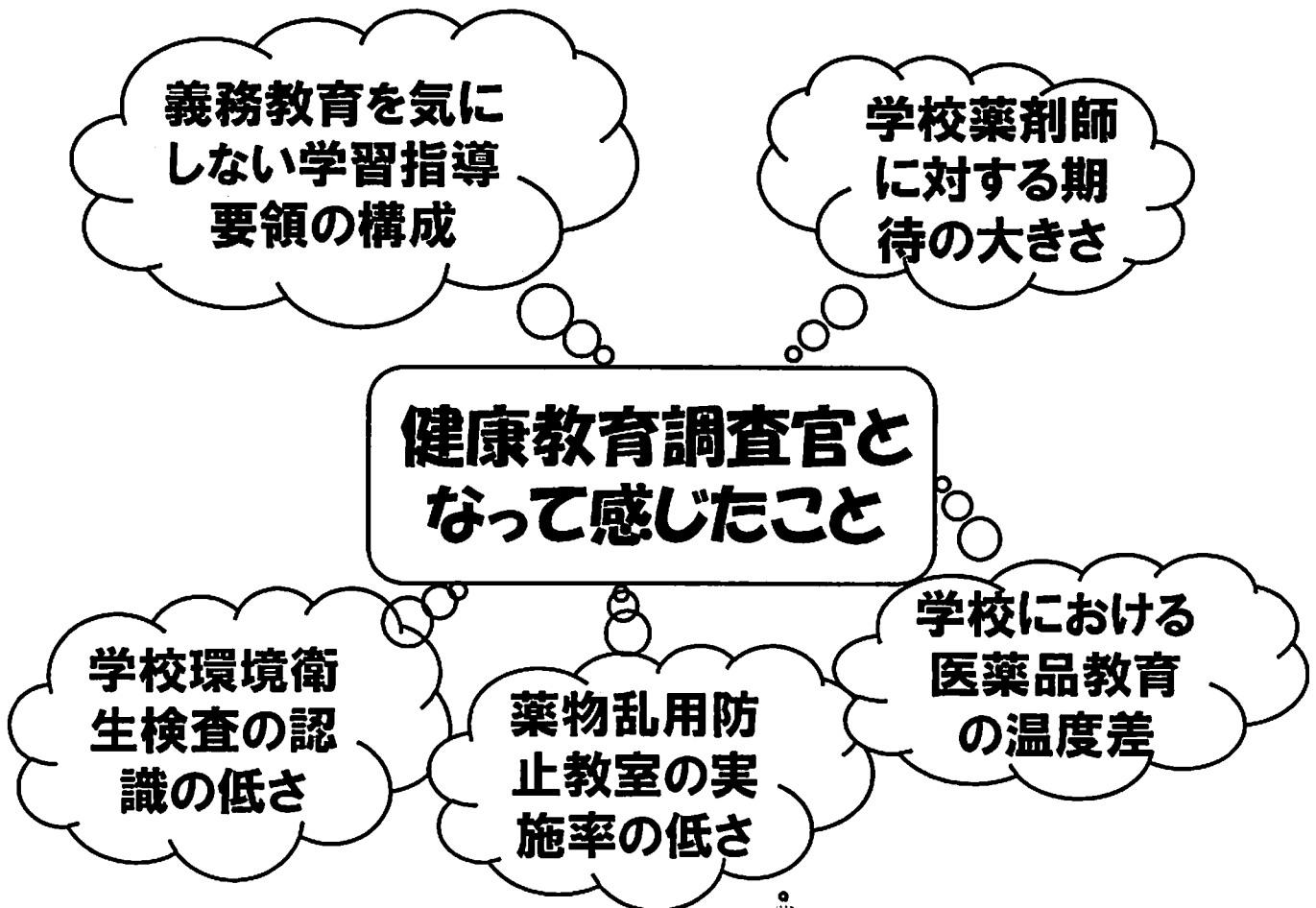
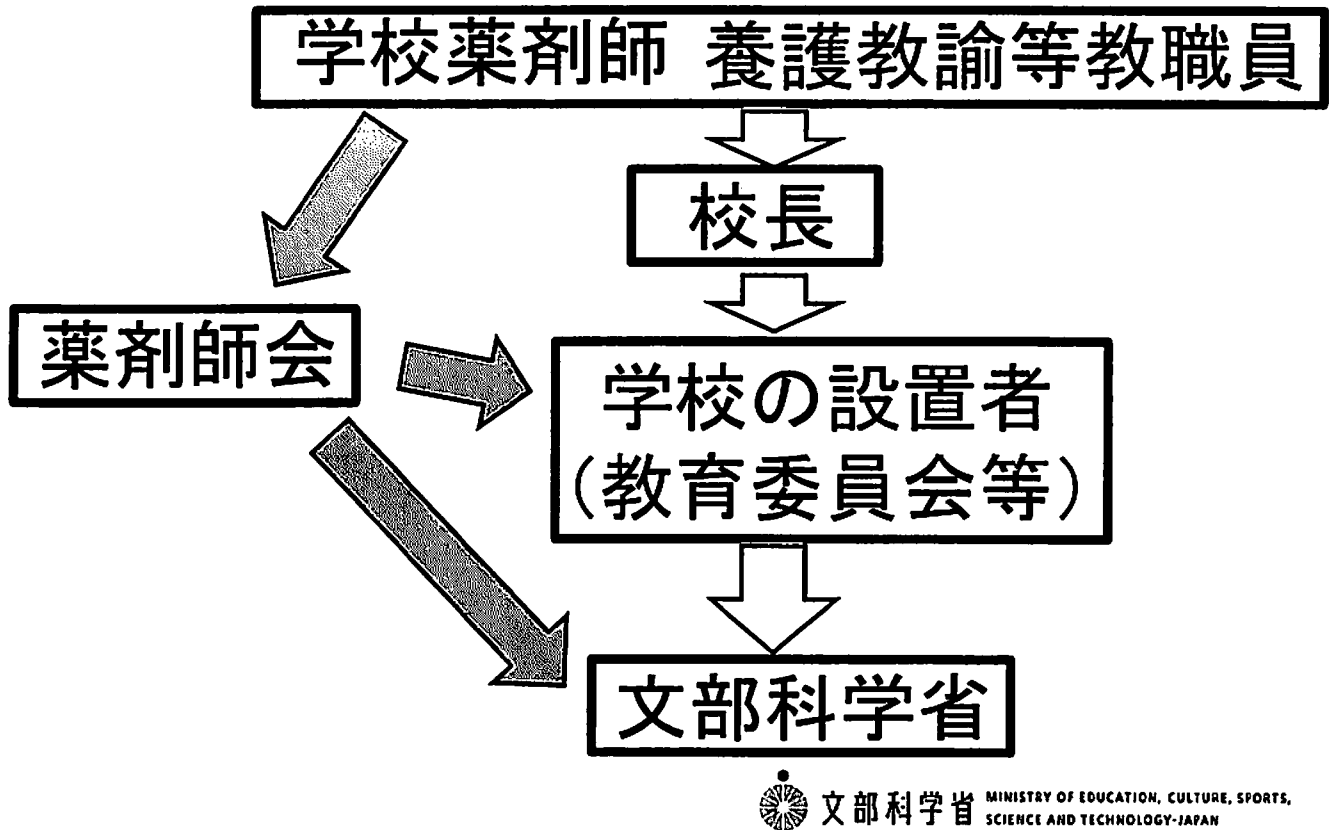


**最もしていけないことは、でき
ていないことを妥協して受け入
れてしまうこと！！**

**問題を解決するためには、実態を
明確にし、関係者が認識を共有す
る必要がある！！**



解決するためには・・・



薬物乱用対策推進本部

(平成10年当時)

| | | |
|------|------------|------|
| 本部長 | 内閣総理大臣 | |
| 副本部長 | 内閣官房長官 | |
| | 国家公安委員会委員長 | |
| | 総務庁長官 | 大蔵大臣 |
| | 郵政大臣 | 文部大臣 |
| | 厚生大臣 | 運輸大臣 |
| 本部長 | 外務大臣 | 労働大臣 |
| | 通商産業大臣 | 建設大臣 |
| | 法務大臣 | 自治大臣 |



薬物乱用防止5か年戦略の策定



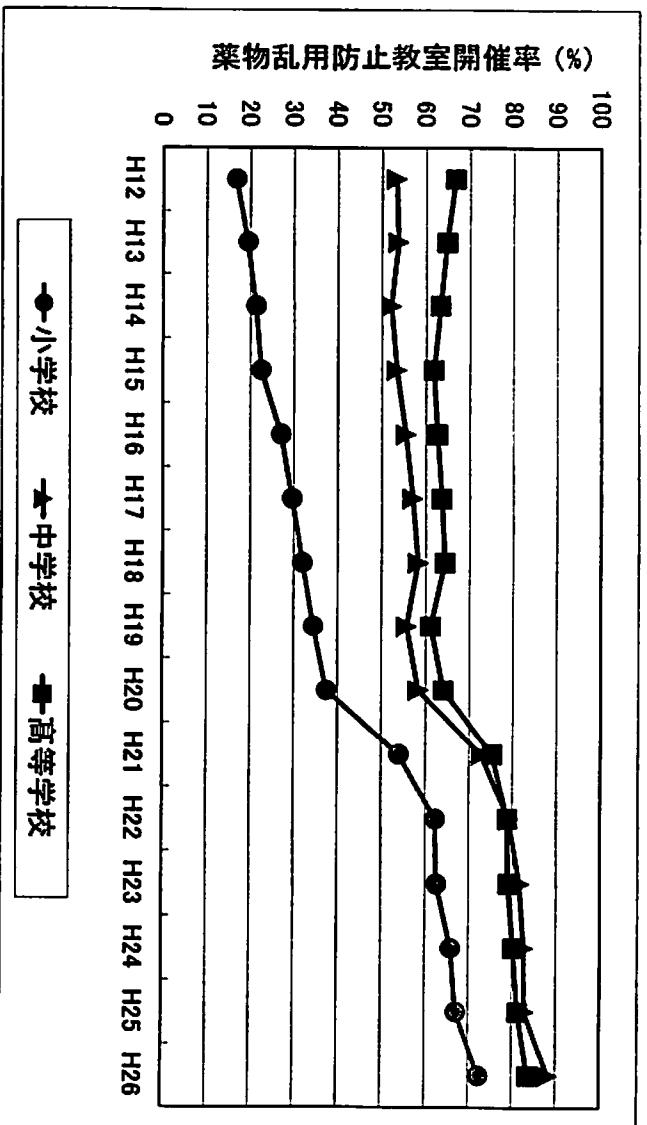
薬物乱用防止5か年戦略

(平成10年5月)

目標1：中・高校生を中心に薬物乱用の危険性を啓発し、青少年の薬物乱用傾向を阻止する。

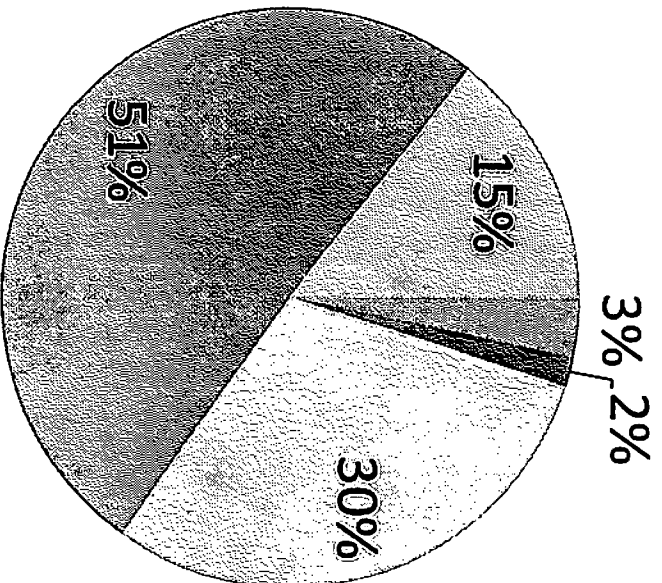
- ✓ 学習指導要領の改訂に当たっては、小学校においても、薬物乱用防止について指導する方向で検討する。
- ✓ 各学校段階を通じ、教育相談等の生徒指導の機能を一層活用するとともに、道徳や特別活動等において、各学校の創意工夫により、積極的に薬物乱用防止に関する指導を行うよう、徹底指導を図る。
- ✓ すべての高等学校及び中学校において年に1回は薬物乱用防止教室を開催するよう努めるとともに、地域の実情に応じて小学校においても薬物乱用防止教室の開催を推進する。

「薬物乱用防止教室」の開催状況



文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

薬物乱用防止教室を開催しなかった理由 (中学校、高等学校、中等教育学校)



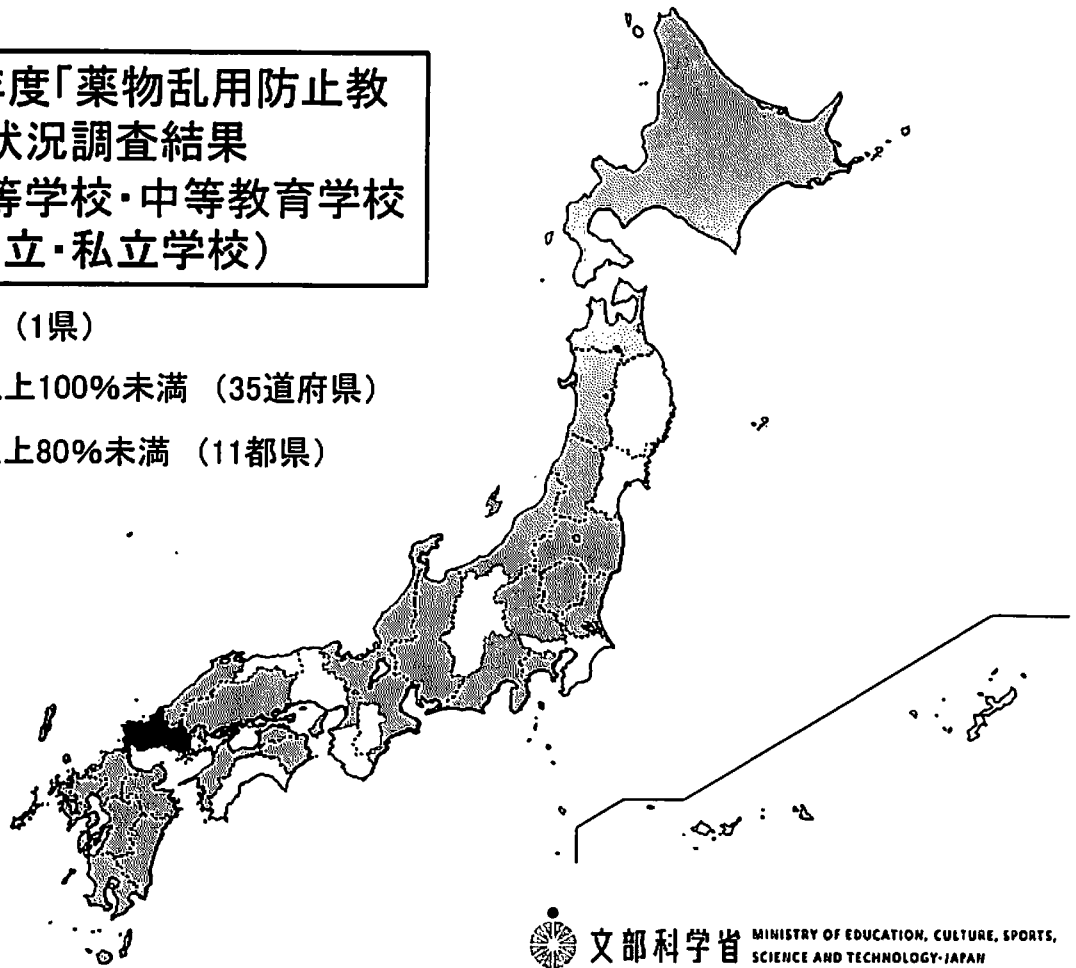
- 適切な講師がいなかった
- 講師謝金等の経費が確保できなかった
- 指導時間の確保ができなかった
- 体育・保健体育で指導しているため必要なし
- その他

(平成26年度「薬物乱用防止教室」開催状況調査)

文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

平成26年度「薬物乱用防止教室」開催状況調査結果
 中学・高等学校・中等教育学校
 (公立・国立・私立学校)

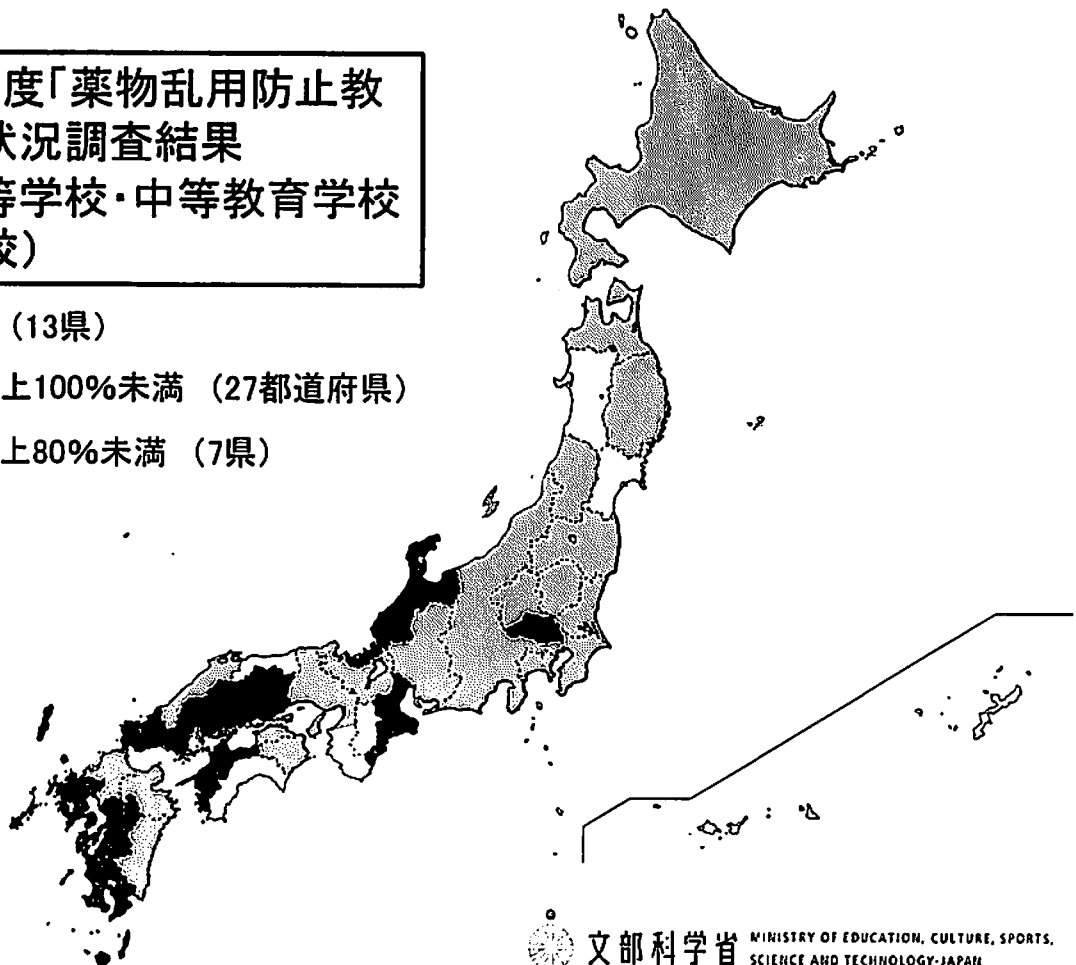
- 100% (1県)
- ▣ 80%以上100%未満 (35道府県)
- 60%以上80%未満 (11都県)



文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
 SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

平成26年度「薬物乱用防止教室」開催状況調査結果
 中学・高等学校・中等教育学校
 (公立学校)

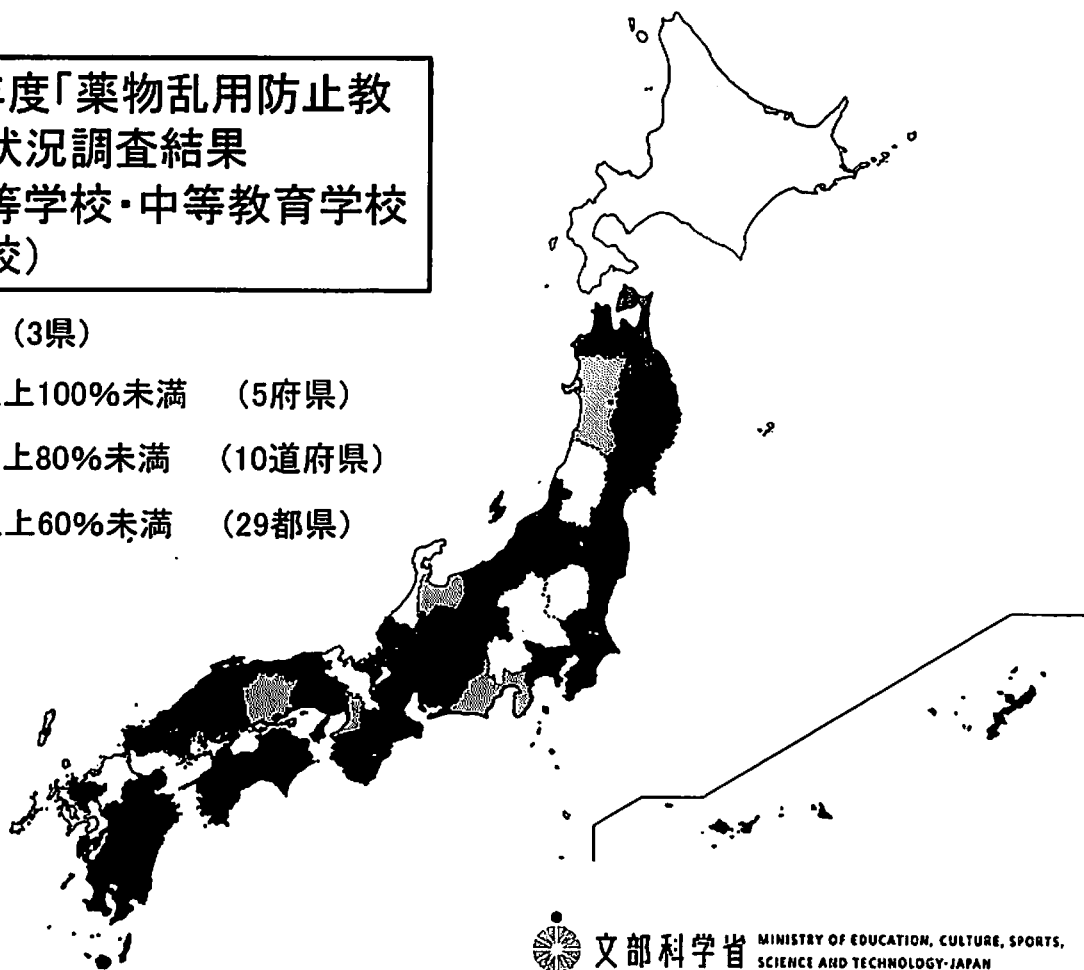
- 100% (13県)
- ▣ 80%以上100%未満 (27都道府県)
- 60%以上80%未満 (7県)



文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
 SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

平成26年度「薬物乱用防止教室」開催状況調査結果
 中学・高等学校・中等教育学校
 (私立学校)

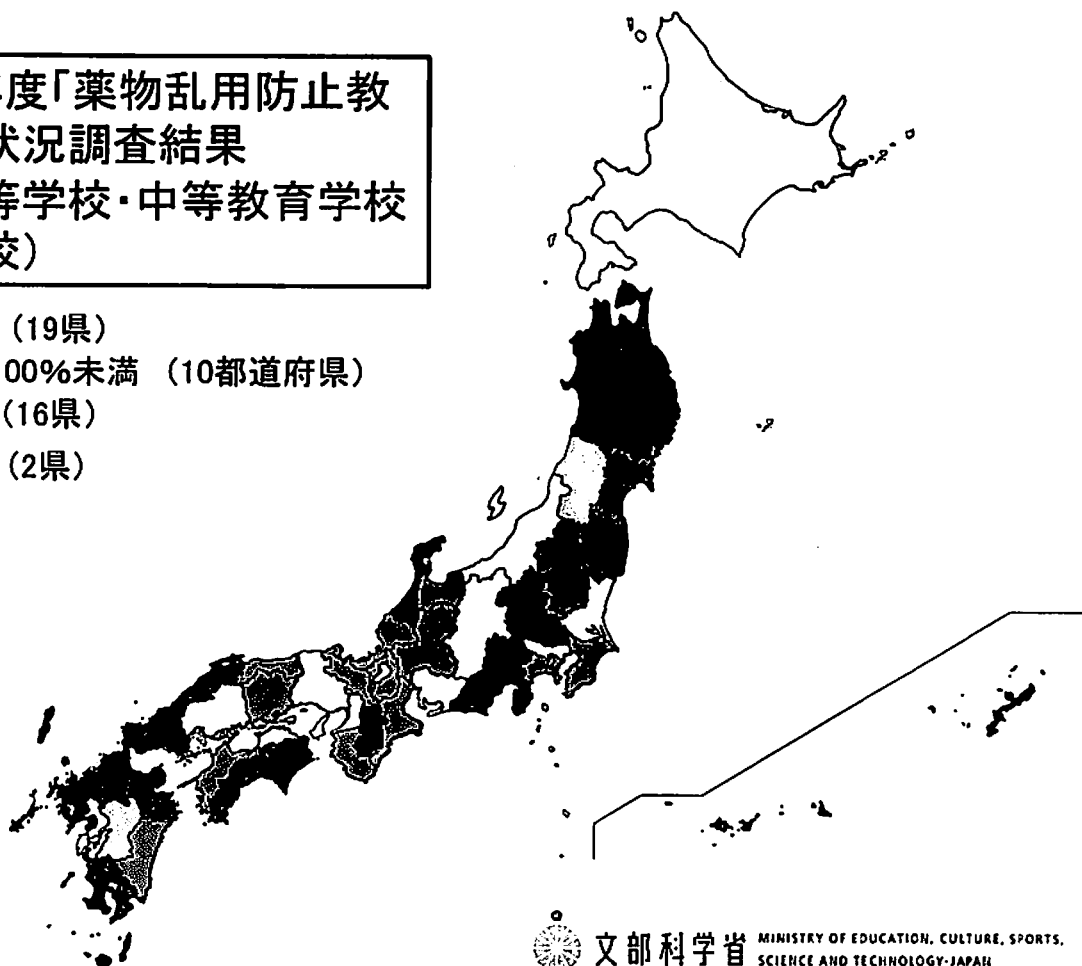
- 100% (3県)
- ▨ 80%以上100%未満 (5府県)
- 60%以上80%未満 (10道府県)
- 20%以上60%未満 (29都県)



文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

平成26年度「薬物乱用防止教室」開催状況調査結果
 中学・高等学校・中等教育学校
 (国立学校)

- 100% (19県)
- 0%超100%未満 (10都道府県)
- 0% (16県)
- なし (2県)



文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

薬物乱用防止教室の講師（H26）

| 職種 | 小学校 (割合) | 中学校 (割合) | 高等学校 (割合) | 中等教育 学校 (割合) | 合計 (割合) |
|---------------|-------------------|------------------|------------------|--------------------|-------------------|
| 警察職員 | 5,034 (32.7%) | 4,393 (46.1%) | 2,110 (53.0%) | 25 (67.6%) | 11,562 (39.9%) |
| 薬剤師 | 5,391 (35.0%) | 2,340 (24.6%) | 658 (16.5%) | 3 (8.1%) | 8,392 (29.0%) |
| 開催校数 (開催率) | 15,418 (72.3%) | 9,519 (88.3%) | 3,980 (83.6%) | 37 (75.5%) | 28,954 (78.4%) |

(割合):開催校における職種別の講師の割合



薬物乱用防止教室の問題点

- ・学校長のやる気
- ・学校設置者のやる気
- ・文部科学省のやる気

義務教育を気に
しない学習指導
要領の構成

学校薬剤師
に対する期
待の大きさ

健康教育調査官と
なって感じたこと

学校環境衛
生検査の認
識の低さ

薬物乱用防
止教室の実
施率の低さ

学校における
医薬品教育
の温度差



「医薬品に関する教育」についての アンケート調査結果

(調査実施期間：平成26年10月～12月)

- 全国の公立中学校から無作為に1091校を抽出し、524校(回収率48%)から回答を得た結果。

主任研究者： 岐阜薬科大学 教授 寺町ひとみ

研究分担者： 岐阜薬科大学 名誉教授 勝野眞吾

日本学術振興会科学研究費補助金事業



保健体育科「医薬品についての授業」の担当者は？（複数回答可）

| | |
|---------|-------|
| 保健体育科教員 | 91.8% |
| 養護教員 | 6.3% |
| 学校薬剤師 | 8.4% |
| その他 | 0.8% |
| 無回答 | 4.4% |

n=524

保健体育科「医薬品についての授業」の授業時間は？

| | |
|---------------|-------|
| 総授業時間 | |
| 50分未満 | 2.9% |
| 50分以上～100分未満 | 69.5% |
| 100分以上～150分未満 | 8.4% |
| 150分以上 | 2.1% |
| その他 | 7.8% |
| 無回答 | 9.4% |

n=524

保健体育科「医薬品についての授業」の使用教材は何か？（複数回答可）

| | |
|--------------------|-------|
| 教科書 | 84.9% |
| 日本学校保健会作成・配布の冊子 | 8.4% |
| その他のパンフレット冊子類 | 13.5% |
| ビデオ | 7.4% |
| インターネットからのダウンロード資料 | 15.6% |
| その他 | 8.4% |
| 無回答 | 6.1% |


 文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

医薬品についての授業は、教員が行うよりも、外部から講師を招いて講演会を開いた方が有効だと思うか？

| | |
|-----|-------|
| はい | 84.0% |
| いいえ | 13.5% |
| 無回答 | 2.5% |

n=524

学校教員を対象とした「医薬品の指導方法」に関する研修会があれば、積極的に参加したいと思うか？

| | |
|-----|-------|
| はい | 72.1% |
| いいえ | 26.3% |
| 無回答 | 1.5% |

n=524



保健体育科教諭 71.4% (147/206人)
 養護教諭 79.2% (217/274人)

保健体育科教諭は、現在、医薬品の授業に自信はないが、医薬品の指導方法を勉強したいという気持ちが強い

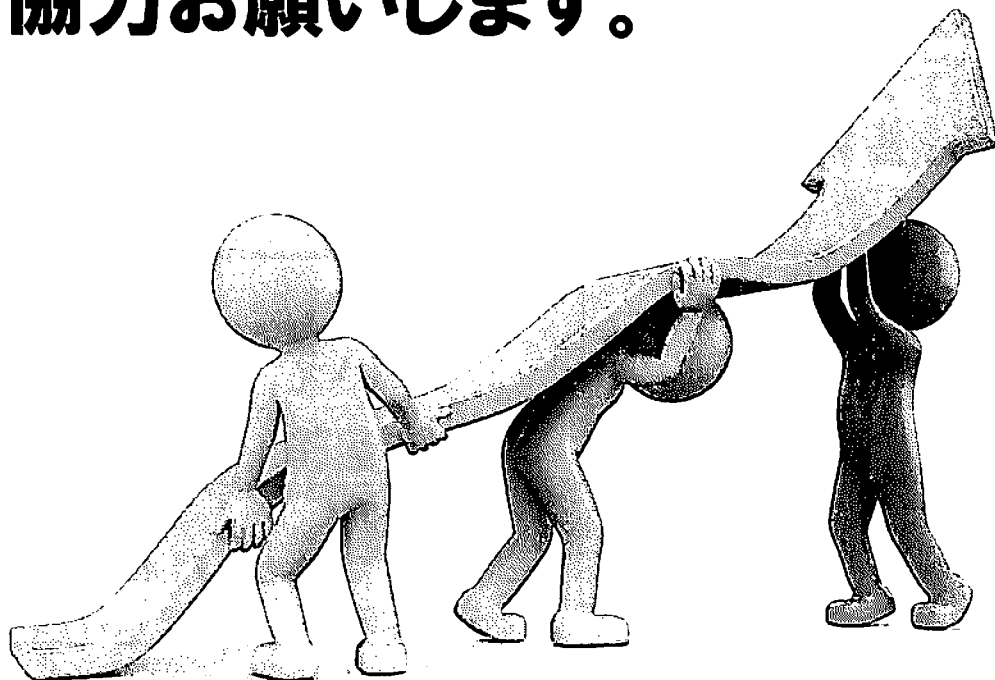

 文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

医薬品教育の問題点

- 保健体育の授業を行う保健体育科教諭が研修会に参加しない。
- 保健体育科教諭と学校薬剤師との接点がない。



ご協力をお願いします。



ご清聴ありがとうございました。

